

○山梨県警察総合的人材確保方策推進検討委員会設置要綱
の全部改正について

〔平成2年12月18日〕
甲通達（務）第63号

〔沿革〕 平成6年2月甲通達（務）第11号 平成6年10月甲通達（務）第77号
 平成7年2月甲通達（務）第8号 平成13年3月務発第215号

（概要）

優秀な人材を確保するため、山梨県警察総合的人材確保方策推進検討委員会設置要綱の全部を改正し、検討委員会及び幹事会の体制を強化するとともに、各分野別の専門部会を具体化して一層の推進を図ることとしたものである。